

平常時における災害への備え

① 国や市町村と連携した住民避難に向けた取組について

【関係規程等】

災害対策基本法

(都道府県知事の通知等)

第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

避難勧告等に関するガイドライン (H31. 3. 29改定)

【避難のタイミングを明確化】

レベル3: 高齢者等避難		レベル4: 全員避難		防災気象情報 指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき 行動	行動を促す 情報		
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)		
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)		
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始		
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報		
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性		

■ 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

【評価・分析】

これまで、避難勧告等の防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況にあったことから、住民等が情報の意味を直感的に判断し、迅速に避難行動がとれるよう、国が、平成31年3月に「避難勧告に関するガイドライン」を改定し、5段階の警戒レベルにより提供することとなった。

県では、この警戒レベルについて、県民だよりへの記事掲載や各種訓練での広報のほか、県内の金融機関でのチラシ配布等により、県民への周知に努めたほか、市町村に対しても、住民への周知に努めるよう働きかけたが、県民の理解は充分とは言えない状況である。

実災害での対応としては、昨年の台風19号の際に、市町村に、早期の避難所開設や避難勧告の発令に留意するよう、文書や電話で要請を行ったほか、県民向けには、県防災ポータルサイトやツイッターなどを活用し、気象情報のほか、市町村からの避難情報への留意や早めの避難などを呼びかけた。

【解決の方向性】

県としては、引き続き、県民への警戒レベルの周知に努めるほか、市町村に対しては、実災害発生時に避難勧告等を行う際に、防災行政無線や広報車などの様々な手段を活用し、避難情報の受け手である住民が適切な避難行動をとれるよう、情報の伝達に努めるよう働きかける。

② 風水害に対する被害想定を作成について

【関係規程等】

災害対策基本法
災害対策基本法 第二条の二（基本理念） 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
逐条解説 災害対策基本法 [第三次改訂版]
「科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて」とは、想定外を避け、不測の事態を防ぐために、最新の科学的知見を用いることで、どのような災害がどの程度の規模で発生し、どのような被害が生ずるのかを的確に想定するとともに、実際の災害対応から得られた教訓を活用することを求めたものである。

【評価・分析】

平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震（下表参照）を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したが、風水害に係る被害想定は実施していない。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ*	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

【解決の方向性】

今後とも、国に対し、地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究の充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を講じるよう、要望するとともに、県としては、国の動向も踏まえ、被害想定の実施について研究していきたい。